

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第124号 平成22(2010)年12月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

戸と家

名古屋市 石田敬一

今年の8月末にUAE（アラブ首長国連邦）の首長国の一つであるドバイに行ってきました。

UAEは、イギリスの撤退に伴い、イギリスの保護下に置かれていた7つの首長国が集まって1971年に建てられた新しい国です。

特にドバイは、豊富な産油国であり、経済、観光の分野でグングン成長している国で有名です。国民は税金が無く医療費や教育費が無料で道路の街路樹には海水から精製した水を散水するためのチューブが張り巡らされ、横断歩道橋は冷房が完備されるなど、近未来的な国です。

しかし、この国にはイスラム教に基づく伝統的な慣習が残っています。ドバイのガイドの説明では、UAEは、一夫多妻制であり、4人まで妻があつてそれぞれに家を一軒ずつ与えているというのです。これは女性がたいへんか弱いものであるという思想に立ち、公正・平等に扱わなくてはならないという考えに基づくものようです。

私が、ここで注目したのは、それぞれの妻を同じように公正・平等に扱い、1軒ずつ家を与えるということです。一夫多妻制をうまく成り立たせる方策なのでしょう。

以前に私は、古代史における一夫多妻制につ

いて言及しました。それは、『三國志』の倭や韓や馬韓における「戸」と「家」の関係です。

『魏志倭人伝』に記述された「大人皆四五婦下戸或二三婦」の一夫多妻制は、大人がいわば「戸」主にあたり、その一人の「戸」主のもとに4～5の婦人の「家」がある姿であったのではないかと私は示唆しました。

この「戸」と「家」に関しては、安本美典氏と古田武彦氏の「数」の論争において、『魏志韓伝』における

およそ凡 五十余国。大国万余家。小国数千家、総十余万戸

の記述にも現れます。古田氏が『三國志』において「数千」や「数万」という「数」は、中核が「5～6」を表すと主張されています。

これに対して、安本美典氏は、「数」は「2～4」とする白崎昭一郎氏の主張を古田氏の反論として掲げるとともに、自らは「数」は1～2を示すとしました。そして、その具体的な事例として、この『魏志韓伝』の記述をとりあげ、およそ「凡 五十余国。大国万余家。小国数千家、総十余万戸」とあるが、もし古田氏の主張どおり「小国数千家」が「小国5～6千家」であったと仮定した場合に「五十余国」が全部小国だったとしても、合計が「十余万戸」をはるかに越えてしまうから「数千家」が「5～6千家」ではありえないと主張しました。

安本氏と古田氏の主張について、私は、『東海

の古代』117号（平成22〈2010〉年5月）の“安本美典著『邪馬一国はなかった』を読んで その3”で、「戸」と「家」が同単位と仮定した場合に、それぞれ連立方程式を解いて、具体的に算式でどちらの主張もあり得ることを示しましたが、再度、簡単にそれぞれの主張を説明しますと、次のとおりです。

安本氏は「小国数千家」の「数千」は「平均値」として想定し、「数千」は「5～6千」とする古田氏の主張を当てはめると、それだけで「25～30余万戸」となってしまう、古田氏の主張は間違いであるとするものです。これに対して、古田氏は「小国数千家」の「数千」は「最大」又は「全部」で「5～6千」家とも読めるので、必ずしも安本氏の主張が正しいとは言えないと反論されました。確かに小国の最大が「5～6千家」で仮に平均が「2千家」であるとすれば「10～12余万戸」であるので、古田氏の主張には妥当性があります。

安本氏の言う「小国は平均が数千家の国である」と考えることもできましょうが、古田氏の主張である「小国は最大でも数千家の国である」の意ととることも可能であるのでどちらでも解釈できます。従って、安本氏の主張が必ずしも正しいとはいえないと古田氏は反論されたのです。

しかしながら、あくまでも古田氏は、「戸」と「家」が同一の単位とする安本氏と同じ土俵の上で反論されました。

これに対して、以前、私は、「古田史学の会・東海」の例会において、安本氏が「戸」と「家」を同じ単位だと決めつけて計算しているので、そもそもの計算の根拠の認識が間違っていると指摘しました。

実際に具体例を挙げて、陳寿は「戸」と「家」を使い分けていることも示しました。

その上で、「戸」と「家」が同一の単位であることを前提に主張を組み立てている安本氏の根拠は間違っており、「戸」と「家」を混同する議論に古田氏が巻き込まれるのはよろしくないとの考えを持ちました。古田氏は安本氏の議論の前提条件が間違っていると指摘されるだけでよかったのではないかとの思いを述べました。

ところが、最近、ミネルヴァ書房から古田武彦著『倭人伝を徹底して読む』が再版され、あらためて、これを読みなおすと、古田氏は「戸」と「家」について言及され、それぞれの単位は明確に区別されていると主張されていることに気づきました。

つまり古田氏は陳寿を信じ通し、「戸」と「家」の単位についても陳寿は厳格に区別していたと認識されていました。そして同著書の中で、古田氏は、この安本氏との議論において「戸」と「家」を混用していたことを後悔していると記述されています。この点について私は過去にこの著書を読んでいたのですが、すっかり記憶の外にありました。古田氏が安本氏の議論の後に、「戸」と「家」を区別するように意見を修正していたことを私は忘れていたのです。ここに陳謝するとともに、あらためて古田氏の論理の鋭さに敬服するものです。

さらに古田氏は、「戸」が戸籍のように税や軍事力を徴収する単位だと指摘されています。私も、同じように指摘してきたところであり、まったく同感です。「戸」と「家」は明らかに別の単位です。

さて、問題の本題はこれからです。

古田氏は、「倭人伝を徹底して読む」の中で、「家＝戸プラス戸以外」とされ、「家」の方が、「戸」よりも大きい概念であるように示されています。倭人以外の者、例えば韓人や楽浪人も含めた単位が「家」とであるとされたのです。

たとえば「魏人千余家を遣わして上谷に居らしむ」（鮮卑伝）を見ると、「戸」というのは、その国に属して税を取る単位あるいは軍事力を徴収する単位で、国家支配制度の下部単位になっています。ところが下部単位以外のものもふくめては「戸」とはいえない。つまりそこに倭人だけでなく、韓人がいたり、楽浪人がいたり、と多種属がかなりの分量を占めている場合は、そうした人々までふくめて「戸」とはいわない。その場合は「家」という。そういうふくみがあるから、ここは「戸」を使わずに「家」と使っているのです。「家＝戸プラス戸以外」です。このように「戸」以外のものをふくんでいるケースでは、「家」でなければいけなかったのではないかと思います。（『倭人伝を徹底して読む』P230、大阪書籍(株)）

これに対し、以前に示したとおり、私は、「家」が何軒か集まって「戸」があるのではないかと考えています。

というのも、『魏志倭人伝』では「大人皆四五婦下戸或二三婦」とあります。大人は皆四人か五人の婦人をもつ一夫多妻制の話があります。大人がいわば「戸」主であり、その「戸」主が数人の婦人をそれぞれ一軒ずつの「家」に住まわせているという形ではないかとイメージしています。イスラムの国であるUAEが現在でもそうした形態をとっていることを最初に紹介したとおりです。

「大人皆四五婦下戸或二三婦」の記述で、さらに注目すべきことは、「下戸」です。「下戸」は「戸」主に対して「戸」主より以下の存在を意味しているのではないのでしょうか。「戸」主である大人より下にあるという意味からつけられた名称ではないかと思うのです。4～5人の婦人にそれぞれ家を与え、これを束ねるのが大人であって「戸」主です。国はこの「戸」主を戸籍のようにして把握していたと考えると理解しやすいです。軍事力を徴収する場合は「戸」の単位で命じることにより、各「家」から青年などの男が集められたのでしょうか。大人が「戸」主にあたるなら、それより下層にあたる名称として「下戸」はふさわしいように思います。

また『日本書紀』の白雉三年四月是月條には**是月、戸籍を造る。凡そ五十戸を里とし、里ごとに里長一人とす。凡そ戸主は皆家長を以て為す。戸は皆五家で相保とす。一人長を為す。以て相檢察す。**

とあり、五つの「家」で一つの「戸」をあい保つ、共同責任となすと記述されます。つまり「戸」は五つの「家」でまとめられます。

『日本書紀』は7世紀、『魏志倭人伝』は3世紀で時代は違いますが、以上のことから時代が変わっても、その根底にあるのは「家」より「戸」の方が大きい概念で4～5の数量であるとの共通認識があったのではないかと思うのです。つまり「家」が4, 5軒集まって、「戸」を構成している姿です。

もし古田氏が言うように「家」が「戸プラス

戸以外」で、「家」の方が「戸」より大きい概念であるとする、先に挙げた『魏志韓伝』の「凡^{およそ}五十余国。大国万余家。小国数千家、総十余万戸」に全く合致しません。

このことをわかりやすく説明するために、単純に「戸」を1、「家」は2戸相当と設定しましょう。「余」は古田氏、安本氏ともに「4」としますので「4」とします。「数」は5～6ですが「5」を代表の値とします。すると「小国数千家」は、すなわち「小国5000×2戸」ですので、この小国がすべて50余国すなわち54国であったとすると、小国だけで54万戸になってしまう「総十余万戸」をはるかに越えてしまいます。すなわち「家＝戸プラス戸以外」とする古田氏の主張は適当ではありません。

これに対し私が主張するように4～5の「家」が集まって「戸」となすと考えた場合は、この『魏志韓伝』の記述にマッチします。

単純にするために、「4家」を「戸」の代表値とします。すると「大国万余家」は「大国14000家」ですから、すなわち「大国3500戸」であり、これが32国であったとすれば大国全部で11万2千戸になります。「小国数千家」は「小国5000家」であり、すなわち「小国1250戸」となります。小国は残り22国あるので小国全部で2万7500戸となります。大国の11万2千戸と小国の2万7500戸を合計すると約14万戸で、ピッタリ「総十余万戸」の14万戸になります。

このように「戸」は4～5の「家」であると考えた方が理にかなっていると思います。

この「戸」と「家」の問題は、古田史学の根幹に関わる問題ではありませんが、枝葉の部分についてもしっかりと古田史学の理論構成を固めておきたいと思い、平成22年11月に行われた「第7回古代史セミナー～古田武彦先生を囲んで～日本古代史 新考 自由自在（その3）」において、古田氏のお考えを直接伺おうと思ったのですが、この質問の機会がありませんでした。たいへん残念に思っています。

阿久比の地名と蝦く神

知多郡阿久比町 竹内 強

1、はじめに

私の生まれ育った愛知県知多郡阿久比町は伊勢湾に突き出した長靴のような半島のちょうどまん中に位置します。知多半島内の市町村の中で唯一海に接していない町です。阿久比川を中心にした豊かな農村ですが、最近では名古屋市や近郊の自動車産業などの工業地帯のベッドタウンとしての住宅地も増えてきました。その阿久比町について幼い頃から変な名前だなと思ってきました。しかし、これといった結論を出せないまま、還暦を迎えてしまいました。

4 5年前、中学校の修学旅行の前に担任の先生が、修学旅行の心構えの話をしたとき、こんな話をしてくれました。「東京の街を『はとバス』で回っていたとき信号で止まると横断歩道を歩いていた人がバスを見て、くすくす笑っていた。気になって後でガイドさんに何故だろうと尋ねてみると、ガイドさんは『たぶんあれは、バスのフロントの上に貼られた阿久比中学校というのを“アクビ中学校”と読んで笑ったのでは』とのこと。たしかに「アクビ」と読める。こんな名前の中学校はそれまであまり気にもしなかったが、珍しい地名であろう。

2、英比エビマロ磨伝説

菅原道真が政変で筑紫に流された時、その子息も日本各地に配流されたが、そのうちの一人英比磨は当地に流された。その後その子孫が久松氏としてここを支配したのでこの地を英比と名付けた。という伝承があるが、道真に関する伝説は日本全国に沢山広がっているのもそれ自体を無条件で全て信ずることは出来ない。ここでは英比磨の名前が阿久比の名前の由来であるということだけをとどめておきたい。

英比磨伝説は、『尾張雑誌』や『尾張誌』などの近世の地誌の類で紹介されている。それぞれの史料の間では微妙な違いがあるけれども、基本的な形をいえば、

菅公の息子である幼い英比丸が、国守のよみか

けた

「幼な心にかがみこそすれ」

という下の句に対して、即座に

「海老(英比)の子は、うまるるよりも親に似て」

という上の句を返した。

この応答にかかわらせて、この地は知恵のある者が多く住んでいるから智多という地名がついたとか、廻り地頭(廻り地蔵)の民俗と結びつけて説いているものもある。

(『阿久比町誌』第二編第一章第三節 P.123)

いずれにしてもこれらの伝説も歴史的な事実として納得できるものではない。

3、藤原宮木簡の出現

1963年、平城宮址第13次調査で初めてまとまって木簡が発見された。その後、木簡は藤原宮址、平城京二条大路や長屋王邸宅址、太宰府政庁址等からも発見された。木簡の多くは地方からの納税品の荷札で記述内容に虚構はなく、事実をリアルに記録した文献としての価値を持っている。

そうした中でも、藤原宮跡から発見された一枚の木簡は阿久比のそれまでの伝説を一変させた。

(表)甲午年九月十二日知□□

(裏)阿具比里五□□部□□□□米□□

甲午年とは、持統八年(694年)にあたり、持統天皇が飛鳥浄御原宮から藤原宮へと宮を移した年にあたる。「知□□」は、知多評と書かれていたと思われる。七〇〇年までは郡ではなく評が使われていた。そうすると、「阿具比里」は阿久比里の古い表し方となる。「五□□部」は、五百木部と読めそうで、それならイオキベという氏の名です。また、米という字の前後は「養米六斗」らしいので、正式には「庸米」とよばれるものの付札です。

だとすると、これは阿久比に関する最も古い文献だということになります。いまから1300年前、知多郡阿久比村に住んでいた五百木部という人が、働き手として藤原宮にかり出されていた身内の食糧分として送った米に添えられていた木簡ということですから。

平城木簡では、

- ① 英比郷和尔部□□
天平十□□十□□
- ② 英比郷□塩一□
- ③ 尾張国知多郡英比郷□□□

英比郷は藤原宮木簡の阿具比里と同じで、「併用二字、必取嘉名」の規定による変化だと考えられます。尚、700年を境に知多評は知多郡へと変化している。

(『阿久比町誌』第二編第一章第二節 P.83)

この事実から平安時代の菅原氏にまつわる英比麿伝説が阿久比の地名の根拠にはなり得ないことが明らかになった。英比麿がこの地にやって来たと言われる平安時代よりも100年以上前からここが、阿久比と呼ばれていたのである。

4、地形による地名なのか

では、次の見解はどうであろうか。

「阿久比町郷土学習同好会」発行の『阿久比地名考』には、

＜阿久比＞の由来

文字と読み この地名は様々な書き方と読み方をされていた。

- ① 阿久比・英比・空干・足喰・足杵・飽食(アクヒ、またはアグヒ)
- ② 江入・阿古居(アコイ、またはアゴイ)
- ③ 阿古屋(アコヤ、またはアゴヤ) 開江(アクエ)

それが、奈良時代の初めに「地名には二字の佳語を用いよ」という法令が出て以来、公文書はすべて「英比」と書かれ、発音も「アグイ」となり、明治の初めまでそれが続いた。明治の16ヶ村合併の時に「阿久比(アグイ)」とした。

意味 文字と発音から次のような意味が推測される。

- ① 入江・・・三重県英虞湾のアゴと同じく、アク・アグ・アコ・アゴは＜入江＞を意味し、イは＜居＞と見て「入江の地」と考えられる。またヒは＜干＞と見て「入江の干上がった所」も考えられる。開江は「開けた入江」と考えられる
- ② ぬかるみの地・・・足食・足杵は「足に(土が)食いつく」と見て、「粘土質の土の多い、ぬかる

みの地」と考えられる。

- ③ 食物の豊かな地・・・飽食は「飽くほど食べる」と見て「食物の豊かな地」と考えられる。
- ④ 谷深く入り込んだ入江・・・ヤを＜谷＞と見てアコヤ、アゴヤは「谷深く入り込んだ入江」と考えられる。

(『阿久比地名考』P.86)

これを見ると自然の地形にその名前の根拠を求めているが、これには少し無理がある。現在の阿久比町の範囲から見ればそのように考えられるが、当時のあぐいは東浦町、半田市の乙川地区・亀崎地区、大府市も含んだかなり広い地域の様であり決して入り込んだ谷とはいえないのです。

5、阿久比神社と『記紀神話』

ここで注目されるのは、阿久比神社の存在です。八世紀の終わりから九世紀の初めにかけて作られた「延喜式」では、知多郡内に三つの国幣社が存在していました。阿久比神社、入見神社、羽豆神社の三社です。

羽豆神社は南知多町師崎に現存する神社と考えられています。

入見神社についてはいろいろな候補地があり、南知多町内海にある入見神社であるという説、東浦町の入見神社、半田市の住吉神社などの候補地がありますが、明らかではありません。

そして、もう一つが阿久比町の阿久比神社です。阿久比神社の場合も、現在の神社の位置が低いのもっと高い所から移されたのではないかと、植大地区の権現山から移設された。白沢地区の北原天神がもとの阿久比神社ではないかという説はあるがこれといった決め手はありません。一方で現在の阿久比神社の周辺は弥生時代の遺跡が有った場所がいくつかあり、つい最近も西方の丘から弥生時代の祭祀に使用されたとされる土器が発見されています。また、神社の東側一帯の水田では条里遺構が見つかり遅くとも律令時代にはかなり開けた水田地帯であったと思われます。こうした時代よりも以前にここで暮らしていた人々が信仰していた土地の神様とそれをまつる神社が存在していたのではないのでしょうか。

現在、阿久比神社の主祭神は「アキクイノカミ」とされています。この神は、『古事記』では「飽咋之宇斯能神」、『日本書紀』では「開嚙」という文字で本文にはなく、第六の一書にのみ登場する神様です。いずれにせよ、死んだイザナミノミコトを追い訪ねていたイザナギノミコトが、黄泉の国から逃げ帰ってきたさいに投げ捨てた衣類などから生まれた神の一つなのです。『古事記』では、冠から生まれ、『日本書紀』では禊ふんどしから生まれた神様ということになっています。しかし、この神様を祭る神社は全国に阿久比神社以外に存在しないことを考えると、後世の人が神社の格付けのために八世紀のはじめ『記・紀』が作られたあとアグイに発音が似ているアキクイの神を祭神として取り入れたと思われる。

6、クイ神の存在

では、「アグイ」とは何なのか？。

アは接頭語で本来の言葉の意味は「クイ」ではないか。「クイ神」は古い弥生時代以前の神ではないか、その痕跡は各地に残っている。青森県ナグイの名久井岳、この麓の八戸からは縄文遺跡が発見されている。北陸には羽咋市・福井市、大阪の高槻には「三島溝木ミシマミヅクイ」、岡山には「鯉喰コイクイ神社」があり、全国には大山咋祭神した神社は沢山あります。

「アキクイの神」もこうした古いすでにその起源のはっきりしない神様の一つなのではないか。「アキクイ」と阿久比と直接結びつけるものは一つもない。しかし、「クイ神」と呼ばれ、この地域の人々に祭られた「神様」がいたことは確かです。

7、アイヌと「クイ」族

アイヌとクイについて、古田武彦氏は荻原真子氏の研究論文「アムール下流域の『クイ』に由来する民族について」(『フオクロア』第三号、ジャパン・パブリシャーズ刊、1978年1月)を引用して、

「アイヌに対して、アムール下流域、サハリン地域の住民のうち、トゥングース・満州系諸族は kui、ニヴヒは kuyiをもって呼称としている」

更に続けて、「クイ」と呼ばれたアイヌ人たちが黒竜

江の中・下流域に移り住んでいたこと、そして、アイヌの神話・習俗がウリチ族などの習俗の中に、深刻な影響をとどめている状況を、手がたい手法で叙述しておられる。

(『真実の東北王朝』P.365)

と記述している。

この問題は、肅慎氏、黒水靺鞨が日本列島近辺のアイヌ族を「クイ」と呼んでいたこと、その可能性がきわめて高いことを示している。

さらに、古田武彦氏が『真実の東北王朝』の中で蝦夷国について論評して、「蝦夷」の文字が中国によって作られたこと述べている。

「蝦夷国」とは、何か。この問題を、さらに追いつめてみよう。

まず、誰が、この字面を構成したか。—その答えは、ズバリ言って、中国だ。決して近畿天皇家ではない。

—中略—

「(顕慶四年(六五九)高宗)十月、蝦夷国、倭国の儀に随いて入朝す」

(冊府元龜、外臣部、朝貢三)

これは、当然ながら“中国中心の目”から見た、「外臣」(中国は、周辺の国々の王者を「外臣」と称した)の記事。その「外臣」からの「朝貢」の記事である。その中に、この「蝦夷国」の表記が現われている。

—中略—

その「倭国」は、中国にとって「東夷」であった。その「東夷の、さらに、はるかなる彼方の夷」、それをしめすのが、「蝦夷」という字面の意義なのである(「段」は“はるか”の意。「虫へん」は、“夷蛮用の加付”)。

もしこれを、「近畿天皇家中心に製作された夷蛮用字」であった、としよう。そんなものを、中国が“採用、して記載するであろうか。考えられない。なぜなら、それは「近畿天皇家」をもって、“諸夷蛮の中心、たる「天子」として承認する。—そのことを意味するからである。文字使用に敏感な、中国がそのことに“うっかり”気付かなかった。—そんな事態を、わたしには考えることが不可能なのである。

(『真実の東北王朝』362・363頁)

『日本書紀』で最初に著されるこれらの人々は「愛瀨詩エミシ」と著している。これに対して中国が蝦夷と著したのである。ではどう発音したのか「kuyii」或いは「kayii」である。倭国の更に北の遙か北の民の国をカイ国、クイ国と呼ばれたのではないだろうか。肅慎などの国々からの情報によってクイ族の存在を知っていた。そしてそのクイ族の国が倭国の言う「エミシ国」と同一国なのだと。

8、北方の民の痕跡

以上、述べたアイヌ（北方の民）の痕跡がこの地方に残っているのだろうか。その証拠がなければ空想の世界である。

南知多町篠島の神明社貝塚から鹿角製の「燕形回転式離頭銚」が弥生時代以降の層から二例出土している。この銚は獲物に貫入した後に索のついた銚頭が柄から離れ、同時に直角に回転して抜けなくなるよう工夫されている。主として大型の魚や海獣の捕獲に用いられていた。同銚は縄文中期以降に、仙台湾においてマグロ漁用として発達し、燕形の形態もこの地で生み出された。

しかし、縄文時代においては千葉県を分布の南限として、南関東以西では知られていない。弥生時代後期になると、同銚の技術は神奈川県三浦半島や山陰地方にまで達する。篠島での出土例はこの銚の技術の伝播ルートを実証する実例として貴重であるという。同時に北の民が伊勢湾・三河湾に太平洋伝いやってきていた証明でもある。更に、三重県の紀伊長島（北牟婁郡紀北町）には大・小エスキ島という変わった名前の島があるがその地名起源はアイヌ語の「魚の沢山集まるところ」と言うのだ。

これらの例は点的ではあるが北方の民の神である「クイ神」がこのちで祭られていたとしても決して不思議なことではないと思われます。阿久比の地名の起源がここにあるのではないだろうか。

前号に引き続いて、林 伸禧氏の「外国史料に掲載されている古代逸年号」を掲載します

目次

はじめに

- 1 朝鮮史料
- 2 中国史料（今回掲載）
- 3 その他の外国史料

外国史料に掲載されている 古代逸年号（2）

瀬戸市 林 伸禧

2 中国史料

(1) 『新唐書』*1（二百二十巻、列伝第一百四十五 東夷 日本）

ア 古代逸年号登載文

日本古倭奴也

…中略…

其王姓阿每氏自言初主號天御中主至彦瀲凡三十二世皆以尊為號居筑紫城

彦瀲子神武立更以天皇為號徙治大和州

次日綏靖

…中略…

永徽初其王孝德即位改元曰白雉獻虎魄大如斗碼瑙若五升器時新羅為高麗百濟所暴高宗賜璽書令出兵援新羅末幾孝德死

（百衲本二十四史『新唐書』1615頁）

イ 考察

① 『日本書紀』での「白雉」年号を記載している。但し、「大化」年号は記載されていない。

② 逸年号と直接関係ないが、神代、天皇代で『日本書紀』と異なった記述があり、後述する。

一部を例示すると

・神代は三十二代としている。ただし、具体

*1 『新唐書』

中国、唐代に編纂された正史（二十四史）の一つ。五代の後晋の劉昫の手になる『旧唐書』と区別するために、『新唐書』と呼ぶが、単に『唐書』と呼ぶこともある。北宋の欧陽脩らの奉勅撰、225巻（本紀10巻、志50巻、表15巻、列伝、150巻）、仁宗の嘉祐6年（1060年、後冷泉天皇・康平3年）の成立である。

的な神名を記述していない。(『日本書紀』では天神七代、地神五代としている。)・用明を「目多利思比孤」に比定している。

(2) 『宋史』*1 (四百九十一巻、列伝第二百五十 外国七 日本国)

ア 古代逸年号登載文

日本國者、本倭奴國也。

…中略…

雍熙元年日本國僧裔然興其徒五六人浮海而至獻銅器十餘事并本國職員令王年代紀各一卷

…中略…

其年代紀所記云初主號天御中主次日天村雲尊

…中略…

次彥瀲尊凡二十三世並竝都於筑紫日向宮

彥瀲第四子號神武天皇自筑紫官入居大和州橿原宮即位元年甲寅當周僖王時也

次綏靖天皇

…中略…

次孝徳天皇白雉四年律師道照求法至中国從三藏僧玄奘受經律論當此土唐永徽四年也

(百衲本二十四史『宋史』5796・5797頁)

イ 考察

- ① 『日本書紀』での「白雉四年(653年)」は唐の「永徽四年(653年)」で、一致する。
- ② 逸年号と直接関係ないが、「王代記」は神代・天皇代で『日本書紀』と異なった記述があり、後述する。一部を例示すると
 - ・神代は二十三代とし、素戔鳴尊を天照大神の一代前に位置付けしている。
 - ・神功皇后を神功天皇とし、「國人言今爲大奈良姫大神」と記述している。

(3) 『歴代建元考』*2

ア 古代逸年号登載文 (関係文のみ抜粋)

◎歴代建元類考

上平聲

- 一東 同要日本欽明天皇
- 二冬 從貴日本推古天皇
- 四支 師安日本欽明天皇
- 倭京日本推古天皇
- 七虜 朱雀日本天武天皇
- 朱鳥日本天武天皇
- 十一真 仁至日本推古天皇
- 十四寒 端政日本崇峻天皇

下平聲

- 一先 賢接日本敏達天皇
- 五歌 和僧日本欽明天皇
- 七陽 光元日本推古天皇
- 藏和日本欽明天皇
- 常邕日本孝徳天皇
- 八庚 兄弟日本欽明天皇
- 十蒸 僧聽日本宣化天皇
- 僧要日本欽明天皇
- 十二侵 金光日本舒明天皇

上聲

- 十六銑 善化日本繼體天皇

去聲

- 二宋 頌輶日本推古天皇
- 五宋 貴樂日本欽明天皇
- 九泰 太和日本持統天皇
- 二十四敬 正和日本繼體天皇
- 聖徳日本舒明天皇

*1 『宋史』

中国、元代に編纂された正史(二十四史)の一つ。宋(北宋・南宋)を扱った紀伝体の史書である。元のトクト(托克托・脱脱)らが撰、496巻(16本紀47巻、15志162巻、2表32巻、197列伝255巻)。英宗の至正5年(1345年、北朝:光明天皇・貞和元年、南朝:後村上天皇・興国6年)完成。正史の中で最も膨大である。

*2 歴代建元考十巻

〔作者〕清の鐘淵映撰す、淵映字は廣漢、浙江秀水の人。(國朝詩別載、國朝耆獻類徵參考)

〔體裁、大意〕古來紀元の諸書は、皆正統に詳にして、偽朝覇國の如きは悉く省略せり、清の初、吳肅公改元考を作りて偽朝覇國を併記してより、萬光泰の紀元叙韻及び淵映の是書は、即ち正統のみに止まらず。草霸僭稱に至るまで、一一具載して枝葉を視るに便ならしめたり、其例、年號相同しき者を以て前に列し、次に年號を以て韻を分ちて排列し、次に歴朝帝王及び僭國の始末を列し外藩も亦間々之に附記し秩然として序あり、今紀す所は守山閣叢書本にして、首に四庫提要の文を冠し、次に自序あり、凡て番目總論、類考、前編、卷上、卷下、外篇四巻、共に十巻なり。(『漢籍解題』162・163頁)

鏡當 日本敏達天皇
 命長 日本舒明天皇
 二十五徑 勝照 日本敏達天皇
 定居 日本推古天皇
 八聲
 六月 発口 日本繼體天皇
 十一陌 白雉 日本孝德天皇
 白鳳 日本齊明天皇

發口紀元在位二年
 宣化天皇 繼體第三子在位四年改元一
 僧聽
 欽明天皇 一名天國排開廣庭天皇宣化長子以梁
 高祖大同八年壬戌立十一年始佛法于百
 濟在位三十二年改元八
 同要 貴樂 結清 兄弟 藏和 師安
 和僧 金光

敏達天皇一作遠海 欽明第二子在位十四年改元三
 賢接元年仍用金光年號五年乃改 鏡當 勝照
 用明天皇 欽明第四子以隋開皇中立仍用勝照紀
 年在位二年

崇峻天皇 欽明第五子在位五年改元一
 端政
 推古天皇 欽明天皇孫女敏達納為后至是立在位
 三十六年改元六
 從貴 頌轉 光元 定居 倭京 仁至

舒明天皇 敏達孫名田村在位十三年改元三
 聖德 僧要 命長
 皇極天皇 敏達曾孫女舒明納為后以壬寅歲立仍
 用命長紀年在位三年
 孝德天皇 以唐永徽元年庚戌立在位十年元年仍
 命長紀年既而改元二

常邕 白雉
 齊明天皇 吾妻鏡作天豐財重日足姬天皇 即皇極天皇復位仍用白雉
 紀元在位七年改元一
 白鳳

天智天皇 舒明太子母皇極天皇在位十年仍用白
 鳳紀年
 天武天皇 舒明第二子名大海人天智欲禪位辭避
 吉野山大友皇子謀篡將兵討之遂立在位
 十五年仍用白鳳紀年後改元二

朱雀 朱鳥
 持統天皇 吾妻鏡作總持 天智第二女天武納為后因主
 國事始更號日本仍用朱鳥紀年在位十年
 後改元一
 太和

(『叢書集成新編』103冊、280～288・332～334頁)

歷代建元類考

建元考所有而類考未登録者今補人

明人有以韻編紀元者・鐘氏取之・復為搜難・附于歷代建元考為一
 卷・闕之不無遺誤・豈傳鈔之訛耶・遂為詮次數則于後・以俟考正・

善化 <small>日本宣化天皇一</small>	正和 <small>日本欽明天皇八號</small>	発口 <small>同上</small>
僧聽 <small>同上</small>	同要 <small>同上</small>	兄弟 <small>同上</small>
貴樂 <small>同上</small>	結清 <small>同上</small>	和僧 <small>同上</small>
藏和 <small>同上</small>	師安 <small>同上</small>	賢接 <small>日本敏達天皇三號</small>
金光 <small>同上</small>	賢接 <small>同上</small>	勝照 <small>同上</small>
鏡當 <small>同上</small>	勝照 <small>同上</small>	從貴 <small>日本女王推古天皇六號</small>
端政 <small>日本崇峻天皇一號</small>	從貴 <small>同上</small>	光元 <small>同上</small>
頌轉 <small>同上</small>	光元 <small>同上</small>	定居 <small>同上</small>
倭京 <small>同上</small>	仁至 <small>同上</small>	命長 <small>同上</small>
聖德 <small>日本舒明天皇三號</small>	僧要 <small>同上</small>	命長 <small>同上</small>
當邕 <small>日本孝德天皇</small>	太和 <small>日本持統天皇</small>	

◎歷代建元考

歷代建元考外編二

外国考

日本

神武天皇 彦瀲尊第四子以周僖王甲寅即位自筑
 紫入居太和州橿原宮

申叔舟海東諸国紀神武天皇名狹野以周幽王
 十一年生四十九年戊午入大倭州盡除中洲賊
 衆五十三年辛酉正月庚申始號天皇在位七十
 六年壽一百二十七歲

—中略—

繼體天皇 應仁五世孫立十六年始建年號在位二
 十五年改元三

善化 正和 発口

安閑天皇 繼體第二子繼體没二年無主乃立仍用

イ 考察

① 逸年号は、数個の異称（表4参照）がある
 が、『海東諸国紀』の所引きと思われる。

表4 『海東諸國記』・『歴代建元(類)考』の異称一覧

海東諸國記	歴代建元(類)考
煩轉	煩轉
仁王	仁至
常色	常色
大和	太和

② 逸年号と直接関係ないが、神代・天皇代で『日本書紀』とは異なった記述があり、後述する。

一部例示すると

- ・神代は、『宋史』王代記からの所引きと思われる。
- ・天皇については、「神功皇后」を「神功天皇」とし、「飯豊天皇」が存在したとしている。

③ 『四庫全書』*1にも掲載されている。

ただし、「歴代建元類考」(年号の名称分類による記述)には、大宝以後の年号は記載されているが、逸年号は記載されていない。

(4) 『清白士集』*2

ア 古代逸年号登載文(関係文のみ抜粋)

清白士集卷十二 元號畧一^{専號}

同要 日本欽明天皇 一名天國排開廣庭天皇國王以王為姓梁大同八年立位三十二年改元八朱彝尊跋海東諸國記云日本東鑑即吾妻鏡往時込友鐘廣漢撰歴代建元考獲東鑑喜劇著之于録然東鑑止紀其國八十七年事晚得朝鮮人申叔舟海東諸國紀此邦君長授受改元由周至于明初珠連繩貫因取以補廣漢遺書玉繩購二書數十年不可得竹翁所補又無從訪求紙據宋史日本裔然年代紀及廣漢書為説知日本元號之闕漏尚多矣同要或云同安

從貴 日本女王推古天皇 隋開皇間立位三十六年改元六

師安 日本欽明天皇

倭京 日本女王推古天皇

朱鳥 日本天武天皇大海人 唐威亨三年立位十五年改元二

仁至 日本女王推古天皇

端政 日本崇峻天皇 五年 隋開皇間立

賢接 日本敏達天皇 陳太建間立位十四年改元三敏達一作達海

和僧 日本欽明天皇

藏和 日本欽明天皇

光元 日本女王推古天皇

常邑 日本孝徳天皇 唐永徽元年立位十年改元二

兄弟 日本欽明天皇

僧聽 日本宣化天皇 梁大同四年立位四年

僧要 日本舒明天皇田村 唐貞觀初立位十三年改元三

金光 日本欽明天皇

清白士集卷十三 元號畧二^{重號}

善化 日本繼體天皇 梁天監十年立位二十五年改元三

煩轉 日本女王推古天皇

貴樂 日本欽明天皇

鏡當 日本敏達天皇

命長 日本舒明天皇田村

勝照 日本敏達天皇

定居 日本女王推古天皇

發口 日本繼體天皇 (※発口恐教到誤。『古事類苑』天部・歳時部343頁での注釈。)

結清 日本欽明天皇 (※結恐法誤。『古事類苑』天部・歳時部343頁での注釈。)

白雉 日本孝徳天皇

白鳳 日本女王齊明天皇 一名天豐財重日足姬天皇即皇極天皇復位前在位三年唐貞觀十六年立後在位七年唐永徽六年立

(静嘉堂文庫『清白士集』6冊、卷12:1才~43才頁、卷13:3才~28才頁)

清白士集卷十四 元號畧三^{重號}

朱雀 日本天武天皇大海人

太和 日本女王持總天皇 東鑑作持統唐武后垂拱三年立位十年卒

正和 日本繼體天皇 梁天監特

*1 『四庫全書』

中国・清朝の乾隆帝の勅命により編纂され、乾隆47年(1782年、日本:天明2年)に完成した、中国最大の漢籍叢書である。

校勘は精密を極め、古書の整理・保存に大きな役割を果たしたが、清朝の国家統治にとって障害となるような書物は、内容を改竄・削除したので、扱いには注意が要するとされている。

*2 『清白志集』

清の梁玉繩の自作集。嘉慶5年(1800)年庚申發行

人表攷九卷、呂子校補二卷、元號畧四卷、誌銘廣例二卷、警記七卷、蛻稟四卷

元號畧: 卷12=元号畧一(専號)、卷13=元號畧二(重號)、卷14=元號畧三(重號)、卷15=元號畧四(佚號)補遺

日本 東鑑又載號未知何主日本所刻羣書治要細井德民
例言云正和年中請中祕寫藏至天明特喜其免兵燹
乃範金獻之則正和當元仁宗之世歟

聖德 日本舒明天皇田村

補遺

余輯元缺號畧摭采日本號名恨無從訂其缺誤
嘉慶乙丑夏五全里王觀宸自日本歸得其國人
新刻大成年代廣記一紙高一尺博尺四寸半兩
面細書橫列十二層凡百二十代起周惠王十七
年至

今上嘉慶五年上紀本國年代黑字下記中国年
代朱字瞭若指掌余借閱旬餘獲益良多然以校
鐘淵映所録東鑑頗不合而號名亦有未載者元
號畧付梓已久不能刊改因依次比叙卷末補所
未及并著其異全以備攷

三十七代孝德

唐貞觀十九年立至永徽五年在位十年

改元二 ^{五年}大化_補 ^五白雉_年

案鐘書無大化有常邑謂永徽元年立

又鐘書

二十七代繼體

始建元號改元 善化 正和 発口

二十九代宣化

改元一 僧聽

三十代欽明

改元八 同要 貴樂 結清 兄弟 藏和 師安
和僧 金光

三十一代敏達

改元三 賢接 鏡當 勝照

三十三代崇峻

改元一 端政

三十四代推古

改元六 從貴 頌轉 光元 定居 倭京 仁至

三十五代舒明

改元三 聖德 僧要 命長

廣記年號始孝德故皆不載

三十八代齊明

永徽六年立至龍朔元年在位七年不改元蓋仍用
白雉也

鐘謂齊明即三十六代皇極復位前在位三年

貞觀十六年立後在位七年

永徽六年立仍用白雉後改元一 白鳳

三十九代天智

竜朔二年立至威亨二年在位十年不改元

鐘謂仍用白鳳

四十代天武威亨三年立至垂拱二年在位十五年

改元二 白鳳⁺_四 朱雀⁻_年

鐘謂初仍用白鳳後改元二 朱雀 朱鳥

四十一代持統

垂拱三年立至萬歲登封元年在位十年不改元

鐘謂仍朱鳥後改元 太和

(静嘉堂文庫『清白士集』7冊、卷14：2ウ・33ウ・42ウ頁、
補遺：1オ～2オ頁)

イ 考察

- ① 『清白士集』は『歴代建元論』からの所引
きである。
- ② 「補遺」では、日本の年号資料『新刻大成
年代廣記』により『歴代建元考』と比較して
記述している。
- ③ 齊明天皇條で「不改元蓋仍用白雉」と白雉
が継続して用いられているとした。
- ④ 持統天皇を「總持天皇」(『東鑑』では持統)
としているが、『歴代建元考』では「持統天皇」
(『吾妻鏡』では總持)と記載されており、記
述が逆になっている。
- ③ 『清白志集(元號略一補遺)』と現存する『大
成年代廣記』(名古屋市鶴舞図書館収蔵)を比較
すると表5のとおりである。

表5 古代逸年号比較表

天皇	清白士集 (補遺)	大成年号廣記 (鶴舞図書館)
孝德	大化五年、 白雉五年	大化五年、 白雉五年
齊明	不改元蓋仍用白雉	逸年号なし
天智	不改元	逸年号なし
天武	白鳳十四年、 朱雀一年	白鳳十四年、 朱雀一年
持統	不改元	逸年号なし

- ④ 現存する『大成年代廣記』と『日本書紀』
とを比較すると、つぎのとおりである。

- ・「白鳳」が実在したとしている。
- ・天武紀で、天武元年が白鳳元年とし、十四年間続き、天武十五年を朱雀元年（『日本書紀』では「朱鳥」）としている。

(5) 『歴代紀元編』*1

ア 古代逸年号登載文（関係文のみ抜粋）

卷上 紀元總載

外国	
日本	據鐘映淵紀元類聚考所引東國通鑑及梁諫菴元略所得日本國新刻大成年代記廣記
繼體	第二十七代始建年號 舊稱號下皆有天皇字概削之
宣化	二十九代 僧聽
欽明	三十代 同要 貴樂 結清 兄弟 藏和 師安 和僧 金光
敏達	三十一代 賢接 鏡當 勝照
崇峻	三十三代 端政
推古	三十四代 從貴 頌轉 光元 定居 倭京 仁至
舒明	三十五代 聖德 僧要 命長

以上據類聚考以下據廣記

孝德	三十七代 唐貞觀十九年立	大化 ^五	白雉 ^五	常 ^五 鐘有此無大化類聚又作唐邑
齊明	三十八代 永徽六年立不改元			
天智	三十九代 龍朔二年立不改元			
天武	四十代 威亨三年立	白鳳 ^{十四}	朱雀 ^{一〇}	
持統	四十一代 垂拱三年立不改元	朱鳥	太和	鐘有此二號

（四部備要『歴代紀元編他2編』上卷、29才～29才頁）

卷下 紀元編韻

邕	日本孝德天皇	常邕	
居	日本推古天皇	定居	
元	日本推古天皇	光元	
安	日本欽明天皇	師安	
和	日本持統天皇	太和	
		正和 ^日	藏和 ^{日本欽明天皇}

光	日本欽明天皇	金光	
長	日本舒明天皇	命長	
當	日本欽明天皇	鏡當	(※欽明天皇は敏達天皇の誤、紀元總載による)
京	日本舒明天皇	倭京	
清	日本欽明天皇	結清	
聽	日本宣化天皇	僧聽	
僧	日本欽明天皇	和僧	
雉	唐日本孝德天皇	白雉	
弟	日本欽明天皇	兄弟	
轉	日本推古天王	頌轉	
鳥	日本天武天皇	朱鳥	
口	日本繼體天皇	發口	
鳳	日本齊明天皇	白鳳	
至	日本欽明天皇	仁至	
貴	日本欽明天皇	從貴	
照	日本敏達天皇	勝照	
要	日本欽明天皇	同要	日本舒明天皇 僧要
化	日本繼體天皇	善化	
政	日本崇峻天皇	端政	
樂	日本欽明天皇	貴樂	
雀	日本天武皇后	朱雀	(※皇后は天皇の誤)
德	日本舒明天皇	聖德	
邑	日本孝德天皇	唐邕	
捷	日本敏達天皇	賢捷	

卷末 紀元編韻補

孤刻既成始得梁曜北元號略枝之僭竊雜
依次補而編韻不能盡增故補著前此紀元
所無者重號從略。

化 大化^{日本孝德天皇}

（四部備要『歴代紀元編他2編』下卷、1才～15才頁）

*1 歴代紀元編三卷（※『紀元編』とも云う。）

〔作者〕清の李兆洛撰す、兆洛の傳は、歴代地理志韻編の條に出づ。

首に目及び基門人六承如の跋あり取めて粵雅堂叢書中に在り、其目左の如し。

〔體裁〕（卷上）、紀元總載、漢、後漢、三國〔十六國附〕、宋、齊、梁・陳、北魏、北齊、北周、隋、唐、五代〔十國附 宋〕、遼〔附夏金〕、元、明、附歴代僭竊年號〔（改元せざる者は録せず）〕附外国年號〔交趾、日本、南詔、柔然、蠻、新羅、渤海、吐番、高麗、子闐、蒙古、西洋雜夷〕道經雜記所載年號、擬議不用年號、錢文年號。

（卷中）紀元甲子表〔補遺元以前歴代甲子表附〕

（卷下）紀元編韻〔三字四字六字附〕

（卷末）紀元編韻補〔附補韻〕

（『漢籍解題』164頁）

表 6

中国史料・海東諸国記逸年号对比表

天皇	海東諸国記	歴代建元考		清白士集 (元号略)		歴代紀元編		
		歴代建元類考 (韻)	歴代建元考	専号・重号	補遺	紀元總載 (紀元類聚考)	韻	
繼体	善化、正和 発倒	善化、正和 発口 、	善化、正和 発口 、	善化、正和 発口 、		善化、正和、 発口	善化、正和 発口	
安閑	—	—	—	—		—	—	
宣化	僧聽	僧聽	僧聽	僧聽		僧聽	僧聽	
欽明	同要、貴樂 結清、兄弟 藏和、師安 和僧、金光	同要、貴樂 結清、兄弟 藏和、師安 和僧、金光	同要、貴樂 結清、兄弟 藏和、師安 和僧、金光	同要、貴樂 結清、兄弟 藏和、師安 和僧、金光		同要、貴樂、 結清、兄弟、 藏和、師安、 和僧、金光	同要、貴樂 結清、兄弟 藏和、師安 和僧、金光	
敏達	賢接、鏡当 勝照	賢接、鏡当 勝照	賢接、鏡当 勝照	賢接、鏡当 勝照		賢接、鏡当、 勝照	賢捷、鏡当 勝照	
用明	—	—	—	—		—	—	
崇峻	端政	端政	端政	端政		端政	端政	
推古	從貴、 煩轉 光元、定居 倭京、 仁王	從貴、 煩轉 光元、定居 倭京、 仁至	從貴、 煩轉 光元、定居 倭京、 仁至	從貴、 煩轉 光元、定居 倭京、 仁至		從貴、 煩轉 、 光元、定居、 倭京、 仁至	從貴、 煩轉 光元、定居 倭京、 仁至	
舒明	聖徳、僧要 命長	聖徳、僧要 命長	聖徳、僧要 命長	聖徳、僧要 命長		聖徳、僧要、 命長	聖徳、僧要、 命長	
皇極	—	—	—	—		—	—	
孝徳	常色 、白雉	常色、白雉	常色、白雉	常色、白雉	新刻大成 年代廣記 大化 ^{五年補} 白雉 ^{五年}	新刻大成 年代記廣記 大化 ^五 白雉 ^五 常邕	紀元類聚考 白雉 常邕 (唐邑)	常邕 、 唐邕 白雉、 大化
齊明	白鳳	白鳳	白鳳	白鳳	—	—	—	—
天智	—	—	—	—	—	—	—	—
天武	朱雀、朱鳥	朱雀、朱鳥	朱雀、朱鳥	朱雀、朱鳥	白鳳 ^{十四} 朱雀 ^{一年}	白鳳 ^{十四} 朱雀 ^{一〇}	—	朱長、朱雀
持統	大和	太和	太和	太和	—	朱鳥 太和	朱鳥、 太和	太和

イ 考察

① 鐘映淵『紀元類聚考』は鐘映淵撰『歴代建元考』のことか？。

『歴代建元考』であれば、次の点に転記の誤りがある。

- ・天武天皇代に、「朱雀・朱鳥」記載されていない。
- ・持統天皇代に「朱鳥」が付け加えられている。

② 孝徳天皇以下の年号群は、『日本新刻大成年代紀廣記』（「新刻大成年代廣記」の誤り？）に拠るとしているが、次の点に誤りがある。

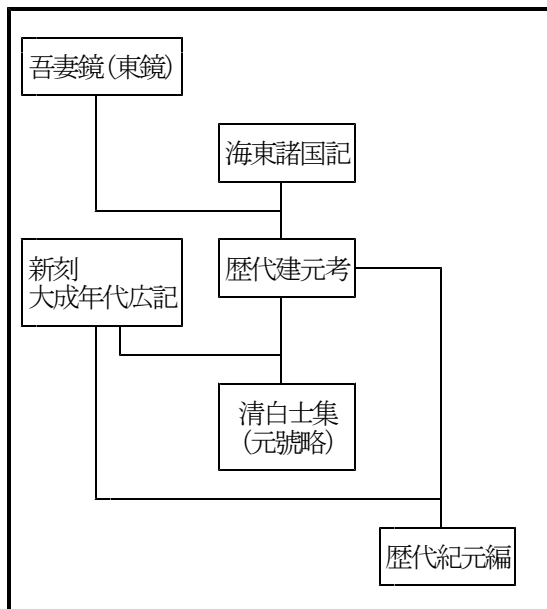
- ・孝徳天皇代に「常邕（常色）」が付け加えられている。
- ・持統天皇代に「朱鳥、太和」が付け加えられている。
- ・朱雀1年を朱雀10年としている。

(6) 中国史料における古代逸年号の伝写

清朝時代における古代逸年号に関する史料での伝写状況は、図1のとおりと思われる。

なお、清朝以前の古代逸年号の伝写状況は確認していない。

図1 古代逸年号伝写図



- ※1 『新唐書』・『宋史』には孝徳記の白雉年号『日本書紀』年号)のみが記述されているが、他の逸年号の伝来は不明である。故に、「伝写図」には記述しない。
- 2 年号全般については、『宋史』王代記、『東国通鑑』を参考にしている。

1 1月例会報告

11月は、東京都八王子市内の大学セミナーハウスで開催された「第7回古代史セミナー～古田武彦先生を囲んで～日本古代史 新考 自由自在（その3）」の参加を例会としました。

古代史セミナーの状況は、前号で石田敬一氏から報告がありました。

1 2月例会に参加を

日時：12月26日（日）午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

1月例会：1月23日（日）名古屋市市政資料館

2月例会：2月20日（日）名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」をご用意いたします。